

会 議 録

附属機関等の名称	宮代町国民健康保険運営協議会
会議の名称	令和2年第3回宮代町国民健康保険運営協議会
開催日時	令和2年9月24日(木)13時35分
開催場所	宮代町社会福祉協議会2F会議室
出席委員の氏名	茂田雅良委員、田口孝雄委員、中島敏郎委員、関根幸喜子委員、石井英利委員、新井 智委員、稲山貞幸委員、鷲谷由記夫委員、渋木秀雄委員 合計9名(定員12名)
出席職員の職・氏名	高橋課長、草野副課長、斎藤主査
会議の公開・非公開	公開
傍聴の可否	可
会議資料の名称	資料1 宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要 資料2 令和3年度国民健康保険税の見直しについて
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ
審議の内容 (発言者・発言内容・決定事項等)	<p>1. 委嘱状の交付</p> <p>2. 開 会</p> <p>3. 委員・職員の自己紹介</p> <p>4. 会長あいさつ</p> <p>5. 議 題</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>①宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)について(傷病手当金の支給) 《事務局より資料1に基づいて説明》</p> <p>【意見、質疑等】</p> <p>A委員⇒資料1の1ページの傷病手当金の支給の内容は?新型コロナ感染拡大の影響で延長になるということは、延長前のように手当が出ないということか?それでは誰かが支障を来すと思うが?</p> <p>事務局⇒傷病手当金は、新型コロナに感染した又は感染の疑いがある方が仕事のできなかった期間に対して手当金を支給するものである。</p> <p>A委員⇒実際に感染した方は、休業した期間は何も支給されないということなのか?</p> <p>事務局⇒会社から支給されるかわからないが、休業期間の生活保障のために傷病手当金を支給するものである。</p>

A委員⇒感染した方は、生活が困窮すると思うが、本来、困窮する方を救うための制度だと思うが、支給しない期間が延長されるということか？

事務局⇒支給適用期間は、この期間の中で仕事を休業した日があれば傷病手当金を支給する制度である。今回の延長は支給適用期間を延長するため、10月1日から12月31日に休業した日が該当すれば支給する。

A委員⇒町内で7名の感染者がいるが、その方は支給されるのか？

事務局⇒今のところ申請した方はいない。

A委員⇒延長した期間に申請が出れば支給するということか？

事務局⇒休業した日から2年以内の申請であれば受付する。

B委員⇒今回のことで補正の組み換えはないのか？

事務局⇒ありません。

※A委員の発言要旨をそのまま掲載しているので、A委員と事務局の質疑応答にかみ合わない部分がある。

【審議結果】

原案どおり賛成多数

②令和3年度国民健康保険税の見直しについて 《事務局より資料2に基づいて説明》

【意見、質疑等】

A委員⇒資料2の4ページに未申告とあるが、これはどういうものなのか？

この方は国保税を払っていないのか？

事務局⇒未申告の方は、税の確定申告をされていない方である。
国保税は、払っている。

A委員⇒確定申告をしないでどうやって払うのか？

事務局⇒均等割は、所得が不明でも判るので、均等割分を請求する。
その間に申告をしてもらい、申告が済んだら所得割分も賦課

を請求する。

A委員⇒現実的に100%の方が払っているのか？

事務局⇒100%ではない。

A委員⇒所得0円の方も国保税を払っているのか？

事務局⇒払っている。

A委員⇒未申告者など、国保税を払ってない方がいる。昔は社会保険と国民健康保険、共済会、政管けんぽがあった。払ってない方を何故、国保に加入させるのか？共済会や政管けんぽに加入させるべきではないか？

将来的に県で統一するのであれば、払ってない方は国保から外してもいいのではないか？

払ってない方のために何故、財源を使わなければならないのか？

次に資料2の7ページに東部地区の市町村の比較表があるが、何故、宮代町が税率を上げなければいけないのかわからない？

例えば、杉戸町は宮代町より税率が低くなっている。

これは、払ってない方を抱えていることも原因としてあるのではないか？

次に資料の2の9ページの新型コロナ感染拡大の影響の(2)で今回、何故、杉戸、春日部、久喜などが見直しを延期するのか？理由を知りたい。また、宮代の実態はどうなのか？

D委員⇒(A委員さんに)今回の見直しは税率を引き上げるのが前提の話ではないので誤解のないようにしていただきたい。

事務局⇒未申告者が何故、国保に加入するのかについては、日本に住所のある方はいずれかの健康保険に加入しなければならないことが法律で決まっている。

最終的にどこの健康保険にも加入していない方は、国保に加入することになる。

A委員⇒法律は正しいとは限らない。現状が違っていれば法律を改正すべきだと思うが？

B委員⇒それは、町だけで決められることではない。今日の会議で

協議することではない。法律で決まっているのであれば、町で変えることはできないと思う。

A委員⇒今はこれでもいいかもしれないが、将来的に国保税を払ってない方を国保から外すという見直しをしてもいいのではないか？

事務局⇒何故、未申告や所得がない方を国保に加入させるのかは赤字という視点で考えれば、そういう考えもあるかもしれない。しかし、一方で国民健康保険は、誰でも医療サービスを受けられることを保障する制度でもある。税金が払えないからといってサービスを受けられない状況を作ることはできない。

C委員⇒全市町村も宮代町と同じやり方をしているのか？

事務局⇒同じである。

C委員⇒これまでも、そういった意見は議論されてきたのか？

D委員⇒これまでの議論の結果として広域化に繋がっている。最近では、将来的に他の医療制度も一緒にしてもいいのではないかという議論も出ている。

事務局⇒資料2の7ページの杉戸町が何故、税率が低いかについては、確かに税率等の数字で比較すると杉戸町が低くなっているが、赤字額は杉戸町の方が多くなっている。どのように運営しているかといえば、町からの法定外繰入金や基金を多く入れて、税率等を抑えている。実情は宮代町よりも厳しい。この表の税率と金額が低いからといっても各市町村が、他に税金や基金を投入している場合があるので一概に良いとは言えない。

A委員⇒他市町のやっていることで良いと思うことがあれば、見習ってはどうか？（意見）

B委員⇒2年ごとに税率を見直していく話は、徐々に平準化しようとする時に東武沿線とJR沿線では経済格差があり、収入に差があるから宮代町の場合、被保険者への負担が大きくなるため、法定外繰入金を投入してきた経緯がある。

したがって、徐々に調整して上げることに賛成した。県全体で平準化していくことなので引き上げるのはやむを得ないと思う。

今回は、コロナのこともあってすぐには回答が出ないと思

う。だからといって引き上げなくても良いということではなくどうやって痛みを和らげるかだと思う。

A委員⇒この辺の地域格差があるのは当然である。

それを見込んで税率を上げるのではなく他に何ができるのか考えることが必要である。

先ほど基金の話があったが基金を使えないのか？

将来的に統一すれば、県内市町村は同じ税率になるわけですね？

事務局⇒税率は将来的に同じになる。

次に資料2の9ページの近隣市町が何故、令和3年度に税率の見直しをしないのかは、どこの市町もコロナの影響を重く受け止めているためである。

D委員⇒案1～4の順番は何か意味があるのか？

事務局⇒特にありません。案1は現在の2年ルールの場合を最初にしている。必ずしも上げるという前提ではない。

むしろコロナの影響を心配している。

D委員⇒B委員の言ったとおり、簡単に回答が出るものではないので案4（1年延期）があると思う。

事務局⇒宮代町の影響をデータで示せばいいが、今の段階では数値は出せない。

D委員⇒この資料では、令和元年度の数値で上げたらどうなるかと言っているが、新型コロナは令和2年度の影響である。

保険給付費などの予測はつかないということか？

事務局⇒まだ予測がつかない。上半期の状況では4月が約2,000万円下がったが、以降は戻っている。税収は前年度と変わっていない。

D委員⇒このまま何もない状態でいくと税収は前年度と変わらず保険給付費が2,000万円下がるということか？

事務局⇒そのとおりである。

B委員⇒町としてコロナの影響をデータで見込むことは可能なのか？見込めないのであれば、2分の1ルールで解消する1番

にして、支障が出た場合に対応しても良いのではないかと？

最終目的に対して、方向性が変わるわけではない。新型コロナウイルスの影響が見込めないのに延期するのはいかがなものかと思う。

C委員⇒B委員が言った柔軟な対応はできるのか？

事務局⇒令和2年度に税率の見直しを予定していた市町村があったが、4月の時点で急遽上げるのを辞めた市町村もある。

コロナは未曾有の災害で今までに経験したこともないことが起こっている。ルールどおり2年おきに実施するのが良いのか、委員の皆さんに判断していただきたい。

A委員⇒4案の1年延期でいくなれば、1年延期したらその後の推計がどうなるのか資料がほしい。

事務局⇒令和2年度の決算は、まだ年度途中でこの後、第2波、3波が来るか分からない状況で推計するのは大変難しい。令和元年度の赤字4,000万円は決まっている。

B委員⇒県のコロナの影響調査、緊急調査から7割の企業が「新型コロナウイルスの影響が出ている。又これから出るだろう」と答えている。また、フリーランスの方は相当なマイナスが予想される。特に飲食業の人たちが一番影響を受けていると思う。そう考えると1年延期することが良いと思う。

D委員⇒1年延期した際の影響を考えた対策を答申に附帯意見としてつける必要があると思う。

国保運営協議会としても、1年延期した影響を考慮したうえで答申を出すのが良いと思う。

E委員⇒直接は関連しないがPCR検査の費用は、町と国民健康保険に関係はあるのか？

事務局⇒検査代の7割は保険給付、3割は国が負担している。

D委員⇒PCR検査は保険適用なのか？

事務局⇒保険適用である。

C委員⇒1年延期した場合に、赤字が増えるのは確実に、令和9年

度の統一化を見据えた場合に、どこかで2分の1のルールを変えなければならない時があると思う。そうしたことも附帯意見として必要だと思う。

C委員⇒基本的には、2年おきに見直しをするルールは変えないで、令和3年度はコロナの影響で1年延期するのが良いと思う。1年延期した場合に事務局で9年度までの計画を立てて資料を出せるのではないかな？

B委員⇒コロナや自然災害などの大きな災害があった場合に、税率の統一化を1年延期するなどの附帯意見をつけても良いのではないかな？

D委員⇒そういう意見を埼玉県に要望したほうがよい。

A委員⇒9年度までに保険税を統一するという考えは埼玉県だけなのか？他の県はどうなのか？

事務局⇒既に実施している県もあるし、9年度以降の県もある。

A委員⇒国で統一しなくてよいのか？

事務局⇒国は早くやってほしいと思っている。

A委員⇒現状では転勤で県外に行った時、税率が変わってしまうのは問題である。

事務局⇒統一しても、県によって税率が違うのは変わらない。

A委員⇒どのくらいの県で実施されているのか？

事務局⇒既に実施しているのは大阪府、令和6年度に北海道、福島、滋賀、奈良、広島、沖縄が予定している。9年度が和歌山、佐賀、埼玉県である。

A委員⇒国の考えでいつまでに統一するというのはないのか？

事務局⇒それはない。

D委員⇒時間も残り少ないので、まとめたいと思うが、附帯意見も議論しなければいけないと思う。

話の流れから1年延期で止むを得ないと思いますがいかがか？

(賛同の意見あり)

A委員⇒その前に延期した場合に推計がどうなるのか資料がほしい。

D委員⇒それでは、この場の結論は4案の1年延期として、次回の会議に推計の資料、答申案を事務局に出してもらい、その時に大きく数字が変わるようであれば、もう一回議論するということが宜しいですか？

(賛同する意見あり)

D委員⇒例えば、1年延期した場合に、赤字の解消を1/2から3/4にしたらどうなるのか、推計の見直し案を出していただきたい。

E委員⇒令和2年度決算は、このままだと赤字が膨らむと思う。
現在は4,000万円の赤字だが一気に1億2,000万円になったら影響が大きいと思う。

事務局⇒了解です。

D委員⇒もう一つ、賦課限度額の引き上げについては、所得の高い方に負担をしてもらう制度なので個人的には引き上げても良いと思う。これに該当する人は所得の上位の1%ぐらいだと思う。これについて何か意見はあるか？

(特になしの意見あり)

それでは、原案のどおりとする。

以上で審議終了。

次回の会議は10月19日(木)に開催することに決定した。

その他必要事項

会議録を読む場合に、事前に資料1、2を読む必要があります。